

第30回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年11月30日（木）
9時30分から10時54分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・谷口久光会長 歌津芳秋委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について
議案第6号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・蛭原次長・水元・日高・藏富

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	平 賀	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第30回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日は谷口会長が、全国農業委員会会長代表者集会に出席されているため、農業委員会会議規則第3条第3項により私が議長をさせていただきます。谷口久光会長と12番歌津芳秋委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に4番作本眞悟委員、5番杉本昭二委員の両名を指名します。
	事務局	次に、本日の日程について事務局より説明させます。 それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査

事務局	を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。 総会資料1ページ、議案第1号 農地法第3条の許可申請について、受付番号5番の地番が26番4外15筆となっておりますが、26番4外14筆に修正をお願いします。同じく受付番号5番の面積が5,440㎡となっておりますが、4,158㎡に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました5件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から5番は、経営規模拡大のためです。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました2件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は、植林のためとなっております。 次に総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました6件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が5件で、受付番号1番、4番、5番は、植林のため、受付番号2番は、重機・資材置場用地のため、受付番号6番は、一般個人住宅用地のためとなっております。使用貸借権設定が1件で、受付番号3番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、5件について、審議していただきますよう提案い

10:10	事務局	たします。申請の内容についてですが、所有権移転が5件となっております。 次に、総会資料6ページから8ページです。議案第5号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、11件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が11件となっております。 次に、総会資料9ページです。議案第6号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番、2番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	事務局	地区別審査が完了しましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。11月27日に現地を確認しました。申請地は、飢肥地区吉野方で、今町の県道から西へ3kmは

三 賢	ど行った西ノ村集落の北側裏手の田園地帯の一面です。譲渡人は県外在住です。この土地は以前から譲受人が耕作しておりました。譲受人は地元で水稻、露地野菜等を栽培しています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、17番山本です。受付番号2番について説明します。 11月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は吾田地区西弁分中浦で、中浦公民館より西の方向へ約500mの道路脇の水田です。現在は耕作されていません。譲渡人が親戚から相続したもので、耕作できない為、譲渡人を探しており今回話がまとまり申請となったようです。譲受人は経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
高 橋	はい、14番高橋です。受付番号3番について歌津委員に代わり説明します。11月23日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。この案件は兄から妹へ譲渡するものです。申請地は東郷地区風田で、黒砂糖の製造所から約200mの所にある3筆と農地所有適格法人事務所裏手の1筆です。3筆の申請地は、譲受人の自宅から50mの所で綺麗に管理されていました。もう1筆はみかんが植えてある果樹園です。譲渡人には県外在住のため11月23日電話で確認しました。譲渡人は日南に帰れない為、妹に譲渡することにしたということです。問題ないと思います。 続きまして、受付番号4番について説明します。11月23日譲渡人に電話にて内容確認し、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は東郷地区東弁分で、日高嶋工業団地にあるたれ工場の前を北郷方面へ約200m進んだ畑です。譲受人は整地し来年の春、みかんの苗を植えるとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番についてですが、杉本委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により退席をお願いいたします。 (杉本委員 退席)
議 長	それでは、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4番作本です。受付番号5番について説明します。

10:19	作 本	11月26日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区萩之嶺で、細田小学校から下塚田方面へ向かう市道を約1kmの所にある15筆の農地です。すべて耕作していない土地です。譲受人は農業に従事されており、農業委員としても活躍されています。譲渡人の水田を1筆、譲受人が代表を務める農地所有適格法人が管理している関係で今回の譲渡になったということです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号、受付番号5番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号、受付番号5号は原案どおり許可することに決定しました。 ここで、杉本委員の退席を解きます。 (杉本委員 着席)
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号5番を除く議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、受付番号5番を除く議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号1番について説明します。11月26日、申請人の息子さん立ち会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区上方で、日南市都市農村交流センターの西側の山林です。40年程の杉と雑木林で、近隣に農地はありません。申請人が37年前に相続した時には既に杉が植えられていたとのことです。地籍調査で農地であることが解り今回の申請となったようです。始末書も添付されています。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	それでは、受付番号2番については、担当委員より報告願います。

10:24	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号2番について説明します。11月27日、申請人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は北郷町北河内で、県道都城北郷線沿いの平佐集落から北に3km行った黒山という限界集落の公民館手前10mの道路両側に2筆と、公民館から300mの神社から作業道を2、3kmの行った所に2筆あります。どちらも、もともとは茶畑です。茶園を廃園したときに、植林したということです。登記地目を確認したところ、田となっており農地法の許可を得ていないということが解り、今回の申請となりました。周辺はすべて山林で影響を与える農地はありません。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、6件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。11月24日に譲渡人の妻と譲受人に電話連絡し、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲受人は、市内で林業を営む法人です。申請地は飢肥地区楠原で、国道222号線沿いの山ノ口交差点からふるさと農道を隈谷方面へ約2km走り、左手の記念碑から150m下り右手の作業道路を50m進んだ所です。譲渡人は昭和62年頃相続しましたが、既に杉が植林してあり山林として管理していました。今回譲渡するにあたり、地目変更がされていないことが判明し申請に至りました。譲受人は、取得後造林計画に沿って植林し維持管理していくとのことです。周辺は山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書、土地改良区の意見書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2番田端です。受付番号2番について説明します。この案件は、先月議案第3号農地法5条、受付番号10番の案件と同じものです。県に提出する書類が一部間に合わなかったことか

議 長	ら、取下げし再度申請するものです。全く同じものですので問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。 続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号3番について説明します。11月24日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人と譲受人は義理の兄弟の関係で、無償の使用貸借です。申請地は吾田東五丁目で、国道222号線を飢肥方面へ向い、吾田交番の前を右折してJR線路を超えて約200mの住宅地の一画です。譲受人は夫婦で共同住宅に住んでいますが、将来の安定した住生活を送るため、義兄の所有地を無償で借り受け住宅を建築することにしたそうです。申請地は、左側と奥が住宅、右側に農地がありますが、擁壁や側溝を設置し、雨水等が隣接地に流出しないように注意するとのこととです。生活排水は、日南市公共下水道に接続します。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番、5番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5番杉本です。受付番号4番、5番について、譲受人が同じで、申請地が近隣ですので一括して説明します。11月25日、譲渡人に聞き取り調査し、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区萩之嶺で、細田小学校から大窪方面へ1km進み、萩之嶺バス停から左折し南側へ農道を700m進んだ譲受人が経営する養豚場に隣接する農地です。譲渡人の父親が、鳥獣被害が多かったため、転用の許可が必要なことを知らずに杉を植えたとのこととです。始末書も添付されております。現在近隣を造林業者が伐採しており、一緒に伐採してもらい、伐採後は杉を植林し山林として適正に管理していくとのこととです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号6番について説明します。11月26日、谷口会長、代理人の司法書士、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は南郷町目井津地区で、病院裏手にある田です。譲受人は子供2人と両親と同居しており、子供が大きくなり手狭になったため、住宅を建設するにあたり、建築場所を探していたところ、日当たりも良く車通りの少ない当所に決められたとのこととです。南側は市道、東側、西側は農地、北側は太陽光発電施設です。周囲はL型ブロック及びブロックで囲み太陽光発電施設からは5m程離して建築

10:32	平 部	し、農地が周辺にあることから、農地から離して建築すること ことで面積が若干広がっていますが、いたしかたないと思いま す。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手 をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許 可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転につい て5件の審議をお願いします。まず、受付番号1番についてで すが、田中委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農 業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により退席 をお願いします。
		(田中委員 退席)
	議 長	それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利利用最適化推進委員の加藤です。受付番 号1番について説明します。11月29日、現地確認し、譲渡者、 譲受者には電話で確認しております。申請地は南郷町潟上で、潟 上小学校から県道南郷北方線を串間方面へ約1km進んだ3枚の田 のうち川側の1筆です。譲受者は以前より申請地を借りて水田ゴ ボウを作っておられましたが、譲渡者からの依頼で今回の申請と なったようです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。 以上です
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転について報告がありました が、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、受付番号1番について、農用地利用集積計 画所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いしま す。全員賛成ですので、議案第4号、受付番号1番は原案どおり 同意することに決定しました。
	議 長	ここで、田中委員の退席を解きます。
		(田中委員 着席)
	議 長	続きまして、受付番号2番について報告願います。

平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号2番について説明します。この案件は谷口会長の案件ですが、代わって説明します。申請地は南郷町中村で、旧日南農林高校の南側の上中村集落内の農地です。令和4年度に譲渡者から農政課を通じて売却したいと相談を受けていた案件だそうです。当時農政課の担当と譲渡者と話し現地確認したそうです。当時も今回の譲受人に相談しましたが、その時はまとまりませんでした。今回話がまとまり申請となり、11月23日、譲渡者、譲受者双方に確認したとのことでした。譲受者は繁殖牛経営の認定農業者です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番について報告願います。
山 本	はい、17番山本です。受付番号3番について説明します。11月25日、酒谷担当の金丸委員と現地調査しました。申請地は酒谷地区永野で、酒谷郵便局の前から酒谷川を渡り右の方向へ約100m進んだ山の上です。譲渡者は高齢のため手放すとのこと。譲受者は認定農業者で経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番について報告願います。
金 丸	はい、6番金丸です。受付番号4番について説明します。11月25日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷地区4区向田地区に広がる農地の一面です。以前から譲受者が管理しており、譲渡者からの依頼で今回の申請となったようです。譲受者は施設胡瓜や水稻を栽培している農地所有適格法人です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番については私が報告願います。
平 賀	受付番号5番について説明します。11月28日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。なお、譲渡者には電話確認しました。申請地は吾田地区星倉時任です。市道楠原平野線沿いの日南市給食センターの市道を挟んで反対側の愛宕山の中腹にあり、市道に架かる時任橋から約800m進んだ所にあります。譲渡者は農地の管理が出来ない為譲りたいとのこと。譲受者は、果樹と水稻を栽培する認定農業者です。申請地にはレモンが植栽されていました。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。

10:38	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について11件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。11月27日、現地確認しました。申請地は、飢肥地区吉野方で、今町から県道を吉野方面へ約5km進んだ徳之峯地区の中央当たりの耕地整理された水田地帯です。これは、以前より農地所有適格法人が預かっていた水田で、今回中間管理機構を通して契約するものです。農業振興公社との賃借権設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番から5番について報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番から5番について説明します。11月22日、貸付者及び耕作者に電話確認し、22日から23日、現地調査しました。受付番号2番、3番の申請地は、東郷地区殿所で、東郷橋から飢肥方面へ約50m進んだ右手です。貸付者と借受者は以前も宮崎県農業振興公社を通じて中間管理権設定をしており問題ないと思います。受付番号4番、5番の申請地は、東九州自動車道東郷インター入口から降りて約100mの現在建設中の高速道路の両サイドになります。こちらも宮崎県農業振興公社を通じて中間管理権の再設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号6番について報告願います。
	木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号6番について説明します。11月23日、貸付者に電話確認し、24日貸付者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は北郷町大藤で、内之田駅近くのフラワーショップを踏切方面へ約200m進んだ右手の農地です。中間管理権の設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番から9番について報告願います。

10:46	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号7番から9番について借受予定者が同じですので一括して説明します。11月27日、現地調査しました。申請地は、北郷町郷之原で、受付番号7番はノート工場の北側の堤防横になります。受付番号8番は、そこから上流側の高速道路隣接地です。受付番号9番は、北郷町の焼酎工場の南側です。貸付者には電話確認しております。中間管理権設定ですので問題ないと思います。
	議 長	続きまして、受付番号10番、11番について報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号10番、11番について説明します。11月25日、現地調査しました。貸付者には電話確認しております。受付番号10番の申請地は、南郷町中村で、JAはまゆう南郷支所より東へ約1.5kmの伍社神社の周辺の田2筆です。受付番号11番の申請地も伍社神社の裏側に1筆と東に約30mの所の1筆です。どちらも中間管理権設定ですので問題ないと思います。
	議 長	ただ今、各担当委員から農地利用集積等促進計画、中間管理権設定について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第6号、非農地証明願について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号1番について説明します。申請地は東郷地区益安で、県道27号線沿いの自動車整備工場から市道を山間部の方向へ約2km走った富士越池の左側に位置します。11月24日、願出人に電話確認し、願出人の委任を受けた従弟立ち会いのもと現地確認しました。申請地には以前は柑橘類を栽培していたそうです。現在は竹林、雑木等で覆われ山林の状態です。周辺も山林で農地の復元は難しいと思われ該当事項の5に該当すると思います。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。

10 : 49	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 5 番について説明します。11月26日、願出人の息子さん立ち会いのもと現地確認しました。申請地は細田地区上方で、日南都市交流センターの南側に隣接する土地です。申請地は全体が竹やぶで人も入れないほどです。周囲も竹で荒れ放題でした。該当事項 5 に該当し農地として復元するのは難しいと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	日 高	
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案 6 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。 全員賛成ですので、議案第 6 号非農地証明の交付は原案どおり承認することに決定しました。
10 : 54	議 長	その他に移ります。事務局説明をお願いします。
	事務局	《報告事項》
10 : 54	議 長	以上で総会の全てを終了します。

第30回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

作本真悟 

杉本昭二 